

県職員職員退隠料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十八号

県職員職員退隠料条例等の一部を改正する条例

(県職員職員退隠料条例の一部改正)

第一条 県職員職員退隠料条例(昭和八年十一月奈良県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条ノ二 令和四年三月三十一日現ニ未成年ノ子ニ付テ給与事由ノ生ジタル第二十五条第一項ノ規定ニ依ル扶助料ニ係ル当該子ニ対スル同項並ニ第二十六条及び第三十条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ第二十五条第一項中「未成年ノ子」トアルノハ「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」ト「成年ノ子」トアルノハ「二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」ト第二十六条及び第三十条第一項第四号中「成年ノ子」トアルノハ「二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」トス

(県職員職員退隠料条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 県職員職員退隠料条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月奈良県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「いう」の下に「。次号において同じ」を加え、「(十八歳以上二十歳未満の子にあつては重度の障害のある者に限る。)」を削り、同項第二号中「(前号に規定する子に限る。)」を削る。

(奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正)

第三条 奈良県青少年の健全育成に関する条例(昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「(婚姻により成年に達したものとみなされた者を除く。)」を削る。

(奈良県立高等学校総合寄宿舎条例の一部改正)

第四条 奈良県立高等学校総合寄宿舎条例(昭和五十六年三月奈良県条例第三十二号)

の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「未成年後見人」の下に「（入寮しようとする者が成年に達している場合にあつては、その者の生計を維持する者）」を加える。

（奈良県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正）

第五条 奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ア中「未成年後見人」の下に「（貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあつては、その者の生計を維持する者）」を加える。

別表中「未成年後見人」の下に「（貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあつては、その者の生計を維持する者）」を加え、同表の備考1中「地方公共団体」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和六年四月一日から施行する。